



## 保健 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 健康増進係  
☎476-1111(131・132)

### ◆麻しん風しん（MR）2期予防接種はお済みですか？

【対象者】平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれの方（※平成26年4月から小学校1年生になる方）

【接種期限】平成26年3月31日（月）（※期限を過ぎると自己負担となり、10,000円程度かかります。）

### ◆ジフテリア・破傷風2種混合（DT）予防接種はお済みですか？

【対象者】平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれの方（※現在小学校6年生の方）

【接種期限】平成26年3月31日（月）（※期限を過ぎると自己負担となり、6,000円程度かかります。）

### ◆日本脳炎の予防接種について

日本脳炎の予防接種の積極的勧奨の差し控え（平成17年度から平成21年度にかけて）が行われ、接種を受ける機会を逃した平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの方は、20歳になる前までの間、無料で接種を受けられます。

接種回数については次のとおりです。

①全く受けていない場合	1回目の接種後6日～28日あけて2回目を接種。その後おおむね1年後3回目を接種。4回目の接種は、3回目接種終了後6日以上の間隔をあけて接種できます。
②1～2回接種を受けている場合	1期の不足分（1～2回）を6日以上の間隔をあけて接種できます。4回目の接種は3回目接種終了後、6日以上の間隔をあけて接種できます。
③3回接種を受けている場合	4回目の接種は、3回目終了後、6日以上の間隔をあけて接種できます。

※4回目（2期接種に相当）については、9歳以上の方が対象となります。

◎接種を希望される方は『母子健康手帳』をご確認の上、保健福祉課健康増進係にお問い合わせください。

### ◆不妊治療費助成制度のお知らせ

町では、不妊治療を受けているご夫婦に対して、経済的な負担の軽減を図るため、治療費の一部助成を行っています。

#### 【対象となる治療】

健康保険の適用とならない体外受精および顕微授精（特定不妊治療）

#### 【対象となる経費】

特定不妊治療（県から助成を受けている場合は、その分を差し引いた額）

#### 【対象となる方】

- ①夫または妻が1年以上前から大崎町内に住所を有する戸籍上の夫婦
- ②夫および妻の前年（1～5月までの申請にあつては、前々年）の所得の合計額が730万円未満の方。）
- ③特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないかまたは極めて少ないと医師に診断された方。
- ④町税等を滞納していない方。

#### 【助成の額および期間】

1回の治療につき10万円以内、1年度あたり2回まで、通算5年間を限度に助成。

（※特定不妊治療が終了した日から、6か月以内の申請が必要です。）

◎指定医療機関等詳しくは、保健福祉課 健康増進係までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 保健福祉課 健康増進係 TEL：476-1111（内線131・132）